

日本大学理工学部校友会 情報部会 会則

平成29年 4月 1日 制定

平成29年11月 4日 改訂

平成30年11月 3日 改訂

<名称>

第1条 本会は、日本大学理工学部校友会情報部会という。

<目的>

第2条 本会は、日本大学理工学部校友会の下部組織として、日本大学理工学部応用情報工学科と連携し、卒業・修了生と在學生を結んで、各種活動を支援して便宜を図るものである。

<所在地>

第3条 本会の事務所は

〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1 日本大学理工学部応用情報工学科内に置くものとする。

〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14 日本大学理工学部校友会でも一部事務を代行する。

<会員>

第4条 会員は、日本大学理工学部応用情報工学科の卒業生、日本大学大学院理工学研究科情報科学専攻の修了生、日本大学短期大学部ものづくり・サイエンス総合学科（主専攻分野：情報）の卒業生からなり、同在學生は学生会員、同教職員は特別会員とする。

<役員>

第5条 本会の役員は日本大学理工学部校友会の規定に基づき、常任幹事2名（うち1名が部会長）、学内委員1名、幹事は卒業年毎に2名（1名は学部卒業生、1名は大学院修了生）とし、そのほか必要と認められた会員に運営の協力を仰ぐ。

<事業>

第6条 本会の事業は以下のものからなる。

- 1) 会員のための事業
- 2) 学生会員のための事業
- 3) 学科関連事業
- 4) 会員情報の適正管理
- 5) 日本大学理工学部校友会ならびに他部会との連携
- 6) その他必要と認められた事業

<活動の報告>

第7条 本会の活動状況は、年度内に1回以上開催する部会幹事総会で役員に報告し、日本大学工学部校友会誌「桜工」誌上で広く報告する。

<運営資金>

第8条 本会の運営資金は、日本大学校友会から日本大学工学部校友会を經由して支給される、経常会計(部会補助費、名簿整備補助費)を主とし、適正執行を旨とする。本会独自にも必要に応じて会員から会費の徴収を行う。

会計年度は4月1日～翌年3月31日とする。

<施行>

第9条 この会則は必要に応じて幹事総会で見直し・改定を行う。

<附則>

この会則は平成29年4月1日から施行する。

以 上